

## 特別区道の路線の認定に関わる経過等について

特別区道の路線の認定に関わる経過等について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 認定する路線

路線名	起点～終点	幅員及び延長	用地取得原因等
第2585号路線	久我山四丁目42番～ 久我山四丁目42番	幅員 4.00m～5.00m 延長 173.54m	都市計画法第40条第 2項による帰属

#### 2 路線の概要

- (1) 特別区道の路線認定箇所調書・・・別紙1
- (2) 現況写真・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

#### 3 これまでの経過

- 令和4年3月25日 開発行為許可 第317号
- 令和5年2月13日 開発行為変更許可 第417号
- 4月24日 開発行為完了公告
- 4月25日 都市計画法第40条第2項による帰属
- 5月1日 区有通路第8307号路線に指定

特別区道の路線認定箇所調書			
議案番号		第75号	
路線名		特別区道第2585号路線	
場所	起点	久我山四丁目42番	
	終点	久我山四丁目42番	
延長		173.54	m
幅員		4.00～5.00	m
面積		808.14	m <sup>2</sup>
主要施設			
道路構造	アスファルト舗装面積	642.35	m <sup>2</sup>
	L形側溝	312.16	m
	雨水柵	21	個
道路附属物	街路灯	7 基 (うち単独柱 2 基)	
占用物件	下水人孔	7	個
	上水人孔	1	個
	汚水柵	24	個
	下水道管	φ250 φ300	mm (管径)
	水道管	φ75 φ100	mm (管径)
	ガス管	φ50	mm (管径)
	電柱	5	本
用地の取得原因		都市計画法第40条第2項による帰属	

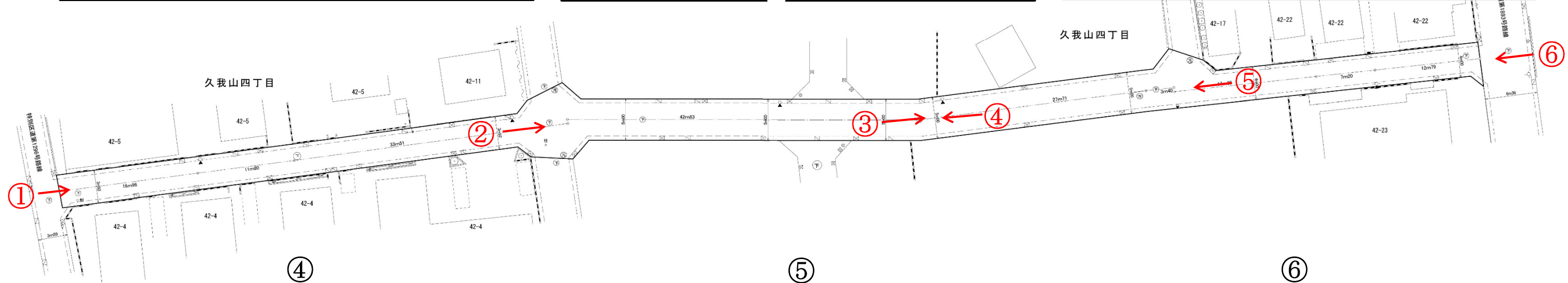
①



②



③



④



⑤



⑥

